

# 郡山市における自動車に設けられた理容所・美容所に関する事務取扱要領

平成15年10月 7日制定

[保健福祉部保健所生活衛生課]

## 第1 目的

この要領は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に定める自動車に理容所又は美容所を設け、移動して理容又は美容の業を行う施設（以下、「理（美）容車」という。）の確認及び監視指導等について事務取扱を定め、理容師法（昭和22年法律第234号）及び美容師法（昭和32年法律第163号）の円滑な運用の確保を図り、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする。

## 第2 確認及び届出事項

- (1) 理容師法第11条の2又は美容師法第12条の確認（以下「検査確認」という。）は、理（美）容の業を行う予定の区域が郡山市内の場合に行うこと。
- (2) 理容師法第11条又は美容師法第11条の規定による開設の届出にあつては、所在地欄に理（美）容車の保管場所と括弧書きで自動車の形式及び車台番号を記載させること。

また、郡山市理容師法施行細則第5条第1号及び郡山市美容師法施行細則第5条第1号に定める開設届様式記載の添付書類の外、次の書類を添付させるものとする。

ア 理（美）容車の車検証の写し

イ 自動車による理容・美容の営業計画書（別紙様式）

- (3) 理容所検査確認済証の理容所の所在地又は美容所検査確認済証の美容所の所在地には、理（美）容車の保管場所と括弧書きで自動車の形式及び車台番号を記載すること。

## 第3 施設基準

理（美）容車の施設基準は理容師法第12条又は美容師法第13条による構造基準のほか、以下の事項を満たすよう指導すること。

- (1) 運転席は理（美）容所と隔壁により区画すること。
- (2) 消毒所には、流水装置を備えた洗い場を設けること。
- (3) 給水槽及び排水槽を設ける場合は、貯水量が容易に確認できる構造とすること。
- (4) 燃焼式給湯器を使用する場合は、燃料及び燃焼ガスが施設内に流入しない構造とすること。
- (5) 作業中にエンジン等からの排気ガスが施設内に流入しない構造とすること。

## 第4 措置基準

理（美）容車において理容の業又は美容の業を行う場合は理容師法第9条又は美容師法第8条による基準のほか、以下の事項を遵守するよう指導すること。

- (1) 給水槽等の使用水には飲用に適する水を使用すること。また、給水槽の水は毎日取り換えること。
- (2) 理（美）容所である旨を、自動車の外部の見やすい場所に記載すること。
- (3) 排水は、適切に廃棄すること。

## 第5 留意事項

- (1) 必要に応じて開設者に対して営業計画を確認し、実態把握に努めること。

(2) 理容又は美容の業を行う際は、道路交通法等関係法令を遵守するよう指導すること。

附 則

この要領は、平成 15 年 10 月 7 日より適用する。

別紙様式

## 自動車による理容・美容の営業計画書

- 1 開設者 \_\_\_\_\_
- 2 自動車の保管場所 \_\_\_\_\_
- 3 自動車の型式及び車台番号 \_\_\_\_\_
- 4 主な営業場所等 \_\_\_\_\_

営業場所 (特定の場所にあつては、施設名及び所在地を記入すること)	営業予定日	使用水		排水の廃棄場所	廃棄物の廃棄場所
		種類 (水源)	供給元		

